

(仮称) 下北ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1 総論

(1) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度を踏まえた対応

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」が令和7年3月28日に公布され、同年7月1日に施行されることから、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、同条例で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、今後、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

(2) 事業計画の検討及び見直し

本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにし、その検討過程を方法書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の他事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地

域住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2 各 論

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔することなどにより、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、大平滝浄水場の水源となっている小老部川の支川等の河川が複数存在していることから、工事中の土砂及び濁水の流出等により、河川の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため、工事の実施に伴う水質への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池を設置することなどにより、水質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動 物

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、モリアブラコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ヒメヒナコウモリ等の生息が確認されていることから、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている可能性があることから、施設の稼働により、これらの鳥類に対する重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植 物

事業実施想定区域には、自然度の高いヨシクラス、ヒノキアスナロ群落等の植生や重要度の高い湿原・湿地が存在することから、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、詳細な現地調査を行った上で、同区域からこれらの植生エリアや湿原・湿地を除外すること。

(5) 景 観

事業実施想定区域周辺には、猿ヶ森砂丘とヒバの埋没林、物見崎等の主要な眺望点が存在することから、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周辺には、東通原子力発電所 PR 館 トントウビレッジ、物見崎等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、風力発電設備の設置や工事用資材等の搬出入等により、これらの活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、これらの活動の場の利用状況等を把握した上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(7) その他

ア 事業実施想定区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林が存在することから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート

沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。